

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:26-0083)
2026年10月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0930第2号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
CXCL10（髄液）	1,923点
抗酸菌核酸多項目同時検出（計28項目以上）	963点

■ 適用日

2026(R8)年 10月 1日（木）から適用

▼ 新規保険収載

測定項目	CXCL10（髄液）
保険点数	1,923点（641点＋1,282点）
検体検査判断料	尿・糞便等検査判断料（34点）
診療報酬点数表区分	「D004」穿刺液・採取液検査「14」＋「15」
留意事項	（15） CXCL10（髄液）は、HTLV－1関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてELISA法により測定した場合に、原則として1年に1回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイドβ 42/40比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 新たにHTLV－1関連脊髄症と診断された患者 イ 既にHTLV－1関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者

測定項目	抗酸菌核酸多項目同時検出（計28項目以上）
保険点数	963点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料（150点）
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査 「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの
留意事項	（43） 喀痰又は培養菌中のDNA検出を目的として、PCR-rSSO法により抗酸菌核酸多項目同時検出（計28項目以上）を実施した場合に、一連の治療につき1回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。 ア 以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 （イ） BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者 （ロ） 肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれかが疑われる患者 イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。